

秋田県告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

令和6年3月1日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 供用開始の区間

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 |
|-------|--------|-----------------------------|
| 県道 | 野崎十文字線 | 横手市平鹿町中吉田字和村西38番地先から4番1地先まで |

2 供用開始の期日 令和6年3月1日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 横手市旭川一丁目3番41号 秋田県平鹿地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 令和6年3月1日（金）から同月15日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）